

TPPにおける 農林水産物関税の最終結果

農林水産省

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(注)シンガポール及びブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品※¹):HS2012

	GDP※ ² (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※ ³	2～11年目まで※ ⁴ 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
11カ国平均	—	—	85.1%	11.8%	1.6%	1.5%
(参考)日本	4,920	2594	52.9%	25.7%	3.7%	17.7%

※¹: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な品目分類(HS2012)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※²: 2013年(出典:IMF)

※³: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※⁴: 我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

(参考)TPPにおいて関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9, 321	459	
うち農林水産物	2, 594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにやく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1, 693	4	ひじき・わかめ

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%):
 - ・15年目に枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(14年目)(2014年の実績160トン)
 - カナダ(現行26.5%):6年目に撤廃
 - メキシコ(現行20～25%):10年目に撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム(現行18%):即時撤廃